

江田島市教育委員会会議録

平成 29 年 5 月 15 日（月）平成 29 年第 7 回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10 時 30 分
閉会 午前 11 時 03 分

2 出席者（5 名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長	問可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
江田島図書館長兼能美図書館長	加賀見 富士枝
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課
課長補佐 中本 陽子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 13 号 江田島市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案について
- (4) 議案第 14 号 高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について
- (5) 承認第 13 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について

- (6) 承認第 14 号 教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について
- (7) その他

7 議事の概要

○ 御堂岡教育長

ただいまから、第 7 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。
ただ今の出席委員は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 御堂岡教育長

審議に入る前に、5 ページの議案第 14 号と 7 ページの承認第 13 号及び 9 ページの承認第 14 号の 3 件については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 御堂岡教育長

それでは、お諮りいたします。
議案第 14 号「高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について」と、承認第 13 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」、及び承認第 14 号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 御堂岡教育長

挙手全員と認めます。
従いまして、議案第 14 号、承認第 13 号及び承認第 14 号は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 御堂岡教育長

日程第 1、「教育長報告」を行います。
議案書の 2 ページをお開きください。
「教育長報告」 (省 略)
以上で、教育長報告を終わります。

○ 御堂岡教育長

日程第 2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、柳川委員をお願いいたします。

○ 御堂岡教育長

日程第 3，議案第 13 号「江田島市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案について」を議題とします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今上程されました議案第 13 号「江田島市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案について」でございます。

議案書，3 ページをご覧ください。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い，規則を制定する必要があるため，江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定によりまして，委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては，次ページ，4 ページをお願いいたします。

教育長の勤務時間その他の勤務条件は，江田島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の適用を受ける常勤の一般職の職員の例によるとしております。

平成 26 年の法改正で，教育長が常勤の特別職と位置付けられました。

従来までは教育長は一般職でございました。

その法律の第 11 条第 5 項で，その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならないと規定されております。

職務専念義務が要求されるのは，勤務時間中でございます。

職務専念義務が課せられる以上，勤務時間，具体的な始業時刻や終業時刻を特定する必要がございます。

勤務時間の特定のみであれば，規則等でもかまわないと考えられますが，週休日，休日，休暇等，職務専念義務が免除される場合は，条例で定めなければならないことから，一般の職員と同様の規定とさせて頂きました。

新教育長制度関連の条例規則としましては，平成 27 年 2 月 16 日の「第 2 回教育委員会定例会」及び同年 3 月 16 日の「第 3 回教育委員会定例会」において，上程し，議決を頂きました。

本来であれば，今回，上程しました規則案につきましても，同時に改正すべきところでもございました。

改正の上程が遅くなり，誠に申し訳ございませんでした。

最後に，附則といたしまして，この規則は平成 29 年 5 月 15 日から施行し，平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしております。

以上で，説明を終わります。ご審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

- 御堂岡教育長
ありがとうございました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

- 御堂岡教育長
それでは、これで本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案第 13 号「江田島市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案について」は、
原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

- 御堂岡教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 御堂岡教育長
日程第 4，議案第 14 号「高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について」を議題と
します。

(非公開)

- 御堂岡教育長
日程第 5，承認第 13 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とし
ます。

(非公開)

- 御堂岡教育長
日程第 6，承認第 14 号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」を議
題とします。

(非公開)

- 御堂岡教育長
以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

「その他」

- その他では、次の項目について報告を行いました。
- (1) 生徒指導上の諸問題等集計について（4月分）
 - (2) 平成 29 年度運動会について

(3) 学校給食異物混入について

次の教育委員会会議は6月19日（月）午前10時から三高中学校校長室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員